

三重県立こころの医療センター医事業務委託企画提案コンペ参加仕様書

1 委託業務の概要

(1) 委託業務名

三重県立こころの医療センター医事業務委託

(2) 委託業務の内容

委託業務について、別途指定する「三重県立こころの医療センター医事業務仕様書」及び「三重県立こころの医療センター宿日直業務仕様書」の内容に関し、企画提案書にて提案していただきます。

(3) 履行場所

三重県津市城山1丁目12番1号 三重県立こころの医療センター

(4) 委託期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日までとします。

(5) 契約上限額

総額 420,948,000円（消費税及び地方消費税含む）

（月額 11,693,000円）

2 企画提案コンペ参加者の資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。
- (3) 三重県病院事業庁物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- (4) 三重県が賦課徴収する税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- (5) 受託業務を行うために必要な知識及び技能を有する者として、公益財団法人日本医療保険事務協会が実施する診療報酬請求事務能力認定試験、一般財団法人日本医療教育財団が実施する医療事務技能審査試験に合格した者又は日本医療事務協会が実施する医療事務検定試験に合格した者を配置できる者であること。
- (6) 従事者に対する医療事務の遂行に必要な知識の修得、技能の向上のための研修システム及び体系的な研修プログラム並びに診療報酬請求精度向上のための組織的な対策システム及び対策マニュアルを整備し、又は策定している者であること。
- (7) 審査基準日（令和8年1月1日をいう。以下同じ。）において、直前2営業年度以上の受託実績（概ね200床以上の病院で業務委託による診療報酬請求事務を

継続して履行したものに限る。) を有する者であること。

3 不適格事項

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とします。

- (1) 提案に参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 提案者が当該コンペに対して2以上の提案をしたとき。
- (3) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (4) 参加に際して事実に反する申込みや提案などの不正行為があつたとき。
- (5) 見積書の金額又は企画提案書若しくは見積書の重要な文字を訂正したとき。
- (6) 住所(所在地)、商号又は名称、押印を欠く見積書を提出したとき。
- (7) 重要な文字の誤脱、又は識別しがたい企画提案書又は見積書を提出したとき。
- (8) 提出書類が提出期限を越えて提出されたとき。
- (9) その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

4 企画提案コンペ参加に必要な書類に関する事項

企画提案コンペに参加を希望する者は、次のとおり申請書等を提出してください。

なお、提出した申請書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 申請書等提出期限

- ア 提出期限 令和8年1月9日(金)17時まで
- イ 提出場所 下記17に示す所属
- ウ 提出方法 郵送又は持参

(2) 提出書類

- ア 企画提案コンペ参加資格確認申請書(様式1)
- イ 次に掲げるいずれかの書類
 - a 法人にあっては、「登記簿謄本」、「現在事項証明書」、「履歴事項証明書」、又は「代表者事項証明書」の写し
 - b 個人にあっては、申請者の本籍地市区町村長発行の「身分証明書」及び東京法務局発行の成年被後見人、被保佐人等について「登記されていないことの証明書」の写し
- ウ 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額のない証明用)」(所管税務署が過去6月以内に発行したもの。)の写し
- エ 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあっては、三重県が賦課徴収を所管する全ての県税に係る「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したもの。)の写し
- オ 受託業務を行うために必要な知識及び技能を有する者として、公益財団法人

日本医療保険事務協会が実施する診療報酬請求事務能力認定試験、一般財団法人日本医療教育財団が実施する医療事務技能審査試験に合格した者又は日本医療事務協会が実施する医療事務検定試験に合格した者を配置することの確約書（様式2）

- カ 従事者に対する医療事務の遂行に必要な知識の修得、技能の向上のための研修システム及び体系的な研修プログラム並びに診療報酬請求精度向上のための組織的な対策システム及び対策マニュアル
- キ 審査基準日（令和8年1月1日をいう。）において、直前2営業年度以上の受託実績（概ね200床以上の病院で業務委託による診療報酬請求事務を継続して履行したものに限る。）を有する者であることを証する書類（様式3）
- ク 過去3カ年の決算書

（3）参加資格審査及び結果通知

提出された（2）等により、参加資格審査を行います。参加資格審査の結果は、令和8年1月14日（水）までに通知します。

5 質問の受付及び回答

- （1）本件に関する質問（企画提案の手続き、参加資格、仕様内容、契約内容等の企画提案及び契約内容等の企画提案及び契約に関する一切の事項）は、令和8年1月6日（火）16時まで（必着）に、質問申請書（様式4）により行うものとし、下記17の場所に持参又はファクシミリにより提出することとします。
- （2）質問内容に対する回答は、令和8年1月7日（水）17時までに三重県ホームページの「企画提案コンペ等公告」に掲載します。
なお、質問申請提出の有無にかかわらず、企画提案書等提出前には質問回答ページをご確認ください。
- （2）本件の事項その他に関し疑義がある場合は、事前に下記17に示す所属に説明を求め、十分承知しておいてください。企画提案書提出後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできません。

6 企画提案書の内容

上記4（3）の参加資格審査の結果において、本件コンペの参加を認められた者は、次のとおり企画提案書等を提出してください。

- （1）企画提案書等の提出期限等
 - ア 提出期限 令和8年1月21日（水）17時まで
 - イ 提出場所 下記17に示す所属
 - ウ 提出方法 郵送又は持参
- （2）企画提案書等の様式
企画提案書等の提出書類は、日本産業規格（JIS）A列4番（A4サイズ）

を使用し、長編を綴じて50ページ以内で作成し、それぞれに以下の項目ア～コごとにインデックスを添付させること。提出書類の部数は11部とし、そのうち1部には会社印及び代表社印を押印すること。

(3) 企画提案書 11部（正本1部、副本10部）

企画提案書には、業務仕様書の内容を踏まえ、簡潔に示してください。

ア 経営改善の考え方

- ・医事業務の重要性について
- ・診療報酬請求漏れ対策について

イ 業務の体制

- ・会社の組織体制について
- ・病院内の業務体制について

ウ 会社のサポート体制

- ・現場に対するサポート体制について
- ・新規採用者に対する教育体制について

エ 人材確保・配置

- ・医事業務に精通した職員確保・配置について
- ・職員定着の工夫について
- ・職員の労働安全衛生管理・福利厚生について

オ 教育・研修・事務誤りの防止

- ・医事業務、診療報酬事務の研修システム及びプログラムについて
- ・事務誤りの防止対策について
- ・個人情報の取扱い教育・研修について
- ・感染予防の教育・研修について

カ 接遇、患者サービスの考え方

- ・接遇向上への取り組みについて
- ・患者待ち時間対策等患者サービス向上への取り組みについて

キ 病院職員との連携の考え方

- ・病院職員との連携に対する考え方について
- ・病院各部署及び病院職員への配慮に対する考え方について

ク 病院運営への参画支援の考え方

- ・病院行事への参加に対する考え方について
- ・災害発生等の緊急時対応に対する考え方について

ケ 委託金額

見積書及び見積内訳書（様式任意）

コ その他の提案

- ・依頼事項への対応について
- ・その他アピールポイントについて

(4) 見積書 11 部（正本 1 部、副本 10 部）

- ア 課税業者であるか非課税業者であるかを問わず、契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載すること。
- イ 積算根拠として、人件費（職務別の人数、給与月額等）等の内訳書を添付すること。
- ウ 上記（3）の企画提案書と別綴じとすること。

7 最優秀提案者の選定・評価方法

(1) 選定方法

本参加仕様書及び業務仕様書に基づき提出された企画提案書等について、三重県立こころの医療センター医事業務委託企画提案コンペ選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、その内容の審査を行い、総合的に評価して最優秀提案を選定します。

(2) 企画提案説明（プレゼンテーション）の実施

企画提案にかかるプレゼンテーションを次のとおり行います。

ア 日時 令和 8 年 1 月 29 日（木）午後（詳細は各提案者に後日連絡します。）

イ 場所 三重県津市城山一丁目 12 番 1 号 三重県立こころの医療センター

ウ その他

① プrezentation の詳細な開催場所及び予定時刻等については、別途調整のうえ、企画提案書等を提出した全ての者にファクシミリ又は電子メールにて連絡します。

② 提案者による説明は、選定委員会の質疑に対する応答時間を除き 15 分以内とします。

(3) 審査結果の通知

審査結果については、最優秀提案者が決定された後、提案した全ての者に対して速やかに通知し、併せて三重県ホームページに掲載します。

8 契約方法に関する事項

（1）三重県病院事業庁会計規程（以下「規程」という。）第 125 条の規定により定めた予定価格の範囲内で、最も優れた提案を行った最優秀提案者と契約条件を協議のうえ、委託契約を締結します。契約協議が不調のときは、上記 7 により順位づけられた上位の者から順に契約締結の協議を行います。

（2）契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続き開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続き中の者」といいます。）のうち

三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規程第135条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規程第135条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

- (3) 契約は、下記17に示す所属で行います。
- (4) 契約条項は、別途定める契約書のとおりとします。
- (5) 本契約にサービス品質保証（サービス・レベル・アグリーメント（S L A））を導入することとし、委託契約前に受託者と委託者が協議の上、サービスレベルを設定します。
- (6) 契約書は2通作成し、双方が各1通を保有することとします。
なお、契約金額は、見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとします。また、契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。
- (7) 契約書の作成に要する費用は、受託者の負担とします。変更契約についても同様とします。

9 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

10 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

契約条項の定めるところによります。

11 企画提案コンペ及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

12 個人情報取扱に関する罰則事項

個人情報を取り扱う場合、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、個人情報の取扱に係る関係法令に違反した場合には、罰則の適用があるので、留意してください。

13 障がいを理由とする差別の解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に順じ、適切に対応するものとします。

14 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受託者が三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第3条又は第4条の規定により、三重県病院事業庁物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

15 不当介入に係る通報等の義務及びそれを怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
- ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 委託者に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が上記（1）イ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第7条の規定により、三重県病院事業庁物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

16 その他

- (1) 企画提案書等提出されたすべての書類は、返却しません。
- (2) 企画提案書等提出された書類は、三重県情報公開条例（平成11年三重県条例第42号）に基づき、情報公開の対象文書となります。
- (3) 企画提案書等の作成及び提出並びに企画提案説明（プレゼンテーション）等に要する経費は、提案者が負担するものとします。
- (4) 企画提案書等提出された書類は、特別な事情がない限り再提出は認めません。
- (5) 企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし、三重県病院事業庁物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。
- (6) 本件コンペの参加にあたり、国内の法律および三重県における諸規程を遵守し、本参加仕様書等に基づき適正な企画提案を行わなければなりません。
- (7) 契約の相手方となった場合には、業務仕様書等に記載された内容等を遵守し、誠実に契約を履行しなければなりません。
- (8) その他必要な事項は、規程に規定するところによります。

17 企画提案コンペ・契約に関する事務を担当する部局

三重県津市城山一丁目 12 番 1 号

三重県立こころの医療センター 運営調整部 医事会計課 担当 西田

電話 059-235-2125 ファクシミリ 059-235-2135